

議案第9号 令和4年度久喜市介護保険特別会計予算に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び久喜市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和4年3月2日提出

発議者 久喜市議会議員

杉野 修

渡辺 昌代

石田 利春

平間 益美

久喜市議会議長 春山千明様

(別紙)

令和4年度久喜市介護保険特別会計予算に対する修正案

議案第9号 令和4年度久喜市介護保険特別会計予算を次のとおり修正する。
第1条第2項で定める「第1表歳入歳出予算」を次のとおり修正する。

歳入

単位:千円

款	項	原案の金額	修正案の金額
1 保険料		2,772,659	2,343,560
	1 介護保険料	2,772,659	2,343,560
7 繰入金		2,001,163	2,430,262
	1 一般会計繰入金	1,896,245	2,325,344
歳入合計		11,508,000	11,508,000

提案理由

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の2年目です。令和元年10月から消費税は10%へと上がり、新型コロナウイルス感染による影響、最近の物価の上昇は、高齢者の暮らしを直撃しています。個人消費は冷え込み、日本経済が低迷しています。こうした時こそ高齢者を支える政治が必要です。

久喜市の令和4年度介護保険特別会計予算の公費負担である調整交付金は、0.97%でしか算出されていません。本来国の調整交付金は5%であり、公費負担50%は遵守すべきです。久喜市が受ける国の調整交付金5%に満たない4.03%分は第1号被保険者に負担させるのではなく公費として補助すべきです。

以上の事から、第1号被保険者約48,300人に1人当たり約8,880円、総額4億2909万9千円の引き下げを行う予算修正です。

高齢者の暮らしを守り、そして支援する措置を講じる修正です。

尚、厚生労働省は、このような介護保険料に対する自治体の独自減免について「独自補填はできない」とする見解を自治体に通知していましたが、「法令上は禁止されていない(厚生労働省介護保険計画課)」と認めています。